



2022年3月29日

各位

会社名 ダイビル株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 園部 俊行
 (コード番号 8806 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 多賀 秀和
 (TEL. 06-6441-1937)

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2022年2月25日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2022年4月25日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年4月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2022年2月25日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、22,929,680株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
114,681,486株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
114,681,491株

(注) 当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、2022年4月27日付で自己株式369,558株（2022年2月14日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
20株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社商船三井（以下「商船三井」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定であります。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を商船三井に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2022年4月27日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に商船三井による2021年12月1日から2022年1月18日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である2,200円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合にかかる議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合にかかる議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合にかかる議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は商船三井1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款一部変更の内容は、2022年2月25日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年4月28日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

①本臨時株主総会開催日	2022年3月29日（火）
②整理銘柄指定日	2022年3月29日（火）（予定）
③当社株式の最終売買日	2022年4月25日（月）（予定）
④当社株式の上場廃止日	2022年4月26日（火）（予定）
⑤本株式併合の効力発生日	2022年4月28日（木）（予定）

以上